

三崎町・猿楽町にお住まいの方へ

町名変更実施にともなう
マイナンバー関係・住基カード関係
の手続について



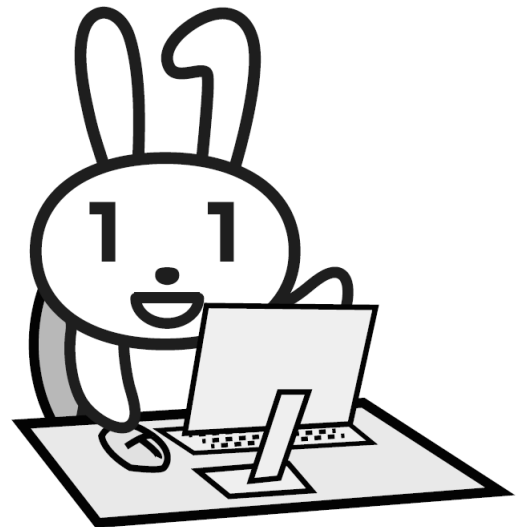
三崎町・猿楽町にお住まいの方全員
に関係します。必ずご一読ください。

千代田区
平成29年11月

目次

1. 通知カードをお持ちの方へ …2ページ
2. 【重要】マイナンバーカード（個人番号カード）の申請を予定されている方へ …2ページ・3ページ
3. マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方へ…4ページ
4. 住民基本台帳カードをお持ちの方へ…5ページ
5. お手持ちのカードの住所変更手続き専用の休日臨時窓口の開設…6ページ
6. 町名変更に関するお問合せ先…7ページ

必ずみなさまに該当する内容があります。お読みのうえ、必要な手続きをお願いいたします。



1. 通知カードをお持ちの方へ

✿ お手持ちのマイナンバー通知カードについて

平成30年1月4日(木)以降、お手持ちのマイナンバー通知カードの裏面に、「神田三崎町」「神田猿楽町」の新住所を記載します。**通知カード・本人確認書類をお持ちのうえ、区役所または出張所までお越しください。**同一世帯員の変更手続きをまとめて行うこともできます。
※別世帯の方の手続を行う際は、別途委任状が必要です。

【通知カードの見本】

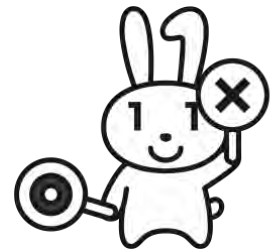
表面

裏面

2. 【重要】マイナンバーカード（個人番号カード）の申請を予定されている方へ

✿ マイナンバーカード申請の一時停止について

町名変更の実施にともない、**平成29年12月8日(金)から三崎町・猿楽町にお住まいの方のマイナンバーカード交付申請を一時停止します。**
停止期間中に申請を行った場合、申請が無効になりますのでご注意ください。



☑一時停止期間を設ける理由について

全国のマイナンバーカードを作成する地方公共団体情報システム機構(通称:J-LIS)は、年内に納品されるマイナンバーカードの作成を、平成29年12月8日で終了します。
12月8日以降にJ-LISに届いた申請書はカードの作成が来年以降に回され、その間に町名変更が行われることにより、カードが作成される前に申請が無効になってしまうためです。

☑一時停止期間中にやむを得ず申請を行う必要がある場合は…

必ず区役所総合窓口課まで事前にご相談ください。
申請が無効にならないよう紙の申請書をお預かりし、個別に対応します。
(一時停止期間中はWEB申請対応はできませんのでご了承ください)

なおこの場合、納品されたマイナンバーカード表面に記載される住所は「三崎町」「猿楽町」になります。そのため、マイナンバーカード表面の券面事項に「神田三崎町」「神田猿楽町」の住所を追記した上でのお渡しとなります。あらかじめご了承ください。

2. 【重要】マイナンバーカード（個人番号カード）の申請を予定されている方へ（続き）

- ☑一時停止期間中に申請書に不備があり、J-LISから連絡があった場合

紙の申請書を使用した場合は、必ず区役所総合窓口課まで事前にご相談ください。
不備で戻された申請が無効にならないようお預かりし、個別に対応します。

WEB申請の場合は、J-LISからメールで連絡が届くので、示された回答期限に関わらず早急に
手続を行ってください。

WEB申請の場合、J-LISの年内営業日の関係から、平成29年12月20日(水)以降に不備の
修正手続を行った場合、申請が無効になる可能性があります。手続が受理されているかどうか
心配な方は、総合窓口課からJ-LISに確認しますのでご相談ください。

- ☑申請再開の時期について

平成30年1月4日以降、通知カードの裏面に新しい住所を記載する手続を窓口で行った際に
マイナンバーカード申請の予定がある旨お知らせください。町名が変更されたマイナンバー
カード交付申請書をお渡しします。必ずその申請書を使用して、マイナンバーカードの交付
申請を行ってください。

窓口への来庁が困難な場合、交付申請書の郵送も可能です。総合窓口課までご連絡ください。

なお、お手持ちの「三崎町」「猿楽町」表記の申請書(QRコード・申請書ID含む)は、平成29年
12月8日(金)以降は使用できません。誤って使用した場合は、無効になります。

✿確定申告でe-Taxを予定している方は…

マイナンバーカードの作成には、書類に不備がなかった場合で申請から約1ヶ月かかります。
また、マイナンバーカードのお渡しは事前に予約のうえ区役所本庁舎(総合窓口課)のみで行い、
出張所での交付はできません。

e-Taxのご利用には、マイナンバーカードが必要です。

確定申告シーズンにe-Taxの利用を予定している方で、まだマイナンバーカードの
申請を行っていない方は、

- ①平成29年12月7日(木)までにマイナンバーカードの申請を行う
- ②平成30年1月4日(木)以降、窓口(または郵送)で受領した「神田三崎町」
「神田猿楽町」名義の申請書で早急にマイナンバーカードの申請を行う

いずれかのご対応をお願いします。

なお、e-Taxについての詳細は、下記にお問い合わせください。

国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)

e-Taxヘルプデスク(☎0570-01-5901 平日9時～17時)

また、e-Taxの手続には、マイナンバーカード以外に、インターネット接続環境のあるパソコンと、e-Taxに対応
したICカードリーダーが必要で



3. マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方へ

✿ マイナンバーカードの券面事項変更について

平成30年1月4日以降、お手持ちのマイナンバーカードの表面に、「神田三崎町」「神田猿楽町」の新住所を記載するとともに、ICチップ内の住所情報を最新のデータに書き換えます。マイナンバーカードとカード交付時に設定した暗証番号をお持ちのうえ、区役所または出張所までお越しください。

※同一世帯員の変更手続きは、カードに設定されている暗証番号がわかればまとめて行うこともできます。
※暗証番号がわからない場合は、ご本人にご来庁していただく必要があります。
※暗証番号は数字4ケタの暗証番号が1種類、英数字6～16ケタの署名用電子証明書用の暗証番号が1種類、計2種類あります。

【マイナンバーカードの見本】

表面

新住所記載欄

裏面



✿ マイナンバーカードの新住所記載欄が満欄になった場合

上記の券面事項変更を行ったことによってマイナンバーカードの新住所記載欄が満欄になり、それ以上追記できなくなった場合、カードの再交付申請が必要です。

半年以内に撮影した顔写真(3.5×4.5センチ角・無帽無背景のもの)と本人確認書類をお持ちのうえご来庁ください。新しいカードが納品され次第、総合窓口課からご連絡をお送りしますので、古いカードと引き換えに受け取ってください。



✿ マイナンバーカードに格納された電子証明書について

マイナンバーカードに格納された電子証明書は、町名変更後も利用できます。
ただし署名用電子証明書(e-Tax用の電子証明書)の住所は旧住所表記のままです。問題なく使用できますが、券面事項変更の際に、あわせて町名変更後のご住所に書き換えいたします。

※電子証明書の書き換えには、ご本人がご来庁する必要があります。
※また、カード交付時に設定した暗証番号が必要です。



4. 住民基本台帳カードをお持ちの方へ

✿ 住民基本台帳カードの券面事項変更について

住民基本台帳カードには、写真入りのものと写真なしのものと2種類があります。
このうち写真なしの住民基本台帳カードについては、手続きの必要はありません。

写真入りの住民基本台帳カードのみ、平成30年1月4日以降、裏面に「神田三崎町」「神田猿楽町」の新住所を記載するとともに、ICチップ内の住所情報を最新のデータに書き換えます。住民基本台帳カードとカード交付時に設定した数字4ケタの暗証番号をお持ちのうえ、区役所または出張所までお越しください。

※同一世帯員の変更手続きは、カードに設定されている暗証番号がわかればまとめて行うこともできます。
暗証番号が分からない場合は、ご本人に来庁していただく必要があります。
※なお、住民基本台帳カードは平成27年12月をもって新規の発行を終了しております。

【住民基本台帳カードのイメージ】

写真あり(手続必要)



写真なし(手続不要)



✿ 住民基本台帳カードに格納された電子証明書について

住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、有効期間内であれば町名変更後も利用できます。
電子証明書上の住所は「三崎町」「猿楽町」のままですが、問題なく使用可能です。

なお、住民基本台帳カードへの新規の電子証明書の搭載は、平成27年12月をもって終了しています。
現在格納されている電子証明書の有効期限が切れた方で、e-Taxのご利用を検討されている方は、マイナンバーカードの取得が必要となりますのでご注意ください。

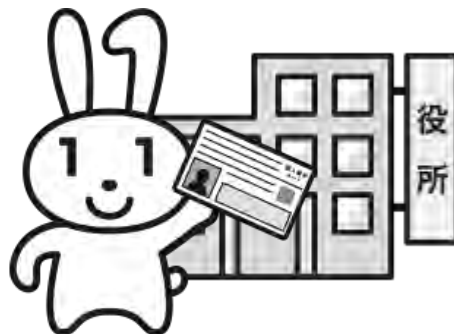
※くわしくは「確定申告でe-Taxを予定されている方は」のページをご確認ください

5. お手持ちのカードの住所変更手続き専用の休日臨時窓口の開設

下記の日程で、通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(写真つき)の住所変更手続きを専用に対応する休日臨時窓口を開設します。

✿ 休日窓口の場所

千代田区役所2F 総合窓口課内特設会場



✿ 休日臨時窓口の開設日時 (計3日間)

平成30年1月 7日(日) 10時～15時

平成30年1月 8日(祝) 10時～15時

平成30年1月14日(日) 10時～15時

✿ 可能な手続き (下記の手続き以外は一切できませんのでご注意ください)

通知カード	★裏面に町名変更後の住所を記載する手続き ★再交付申請(※1)
マイナンバーカード	★表面に町名変更後の住所を記載し、ICチップ内の住所データを最新の内容に書き換える手続き ★e-Tax用電子証明書の更新手続き(必要な方のみ) ★再交付申請(※2) ★パスワードの初期化・変更手続き
写真つき住民基本台帳カード	★裏面に町名変更後の住所を記載し、ICチップ内の住所データを最新の内容に書き換える手続き ★パスワードの初期化・変更手続き

※1: 紛失等ご本人の責による再交付を希望する場合、再交付手数料500円を当日現金でご持参ください。お釣りのご用意はありません。Suica・PASMOの利用はできません。お渡しする領収書は手書きのものとなります。

※2: 顔写真(3.5cm×4.5cm)をあらかじめご用意ください。なお、紛失等ご本人の責による再交付を希望する場合、新しいカードのお渡し時に再交付手数料1,000円(電子証明書を使用しない方は800円)が必要です。

✿ 休日臨時窓口来庁へのご協力をお願い

通常の開庁時間内にお越しいただいた場合、ご対応までに時間を要し、お待ちいただくことが予想されます。休日臨時窓口へのご来庁にご協力をお願いいたします。

※上記「可能な手続き」以外のお手続きを希望される方は、申し訳ございませんが、通常の開庁時間内にお越しくださいますようお願いいたします。

6. 町名変更に関するお問合せ先

✿ 通知カード・マイナンバーカード・住基カードに関すること

● 総合窓口課住民記録係 ☎5211-4200
(平日:8時30分~19時、土曜:8時30分~17時 日祝日閉庁)

● 各出張所
(平日:8時30分~17時 土日祝日閉庁)

神保町出張所 ☎3263-0741

麴町出張所 ☎3263-3831

富士見出張所 ☎3263-3841

神田公園出張所 ☎3252-7691

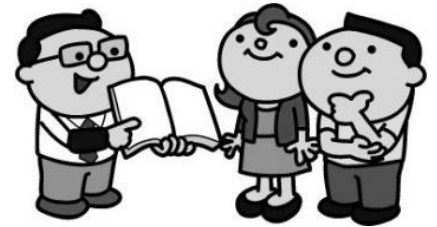
万世橋出張所 ☎3251-4691

和泉橋出張所 ☎3253-4931



✿ その他町名変更に関すること (町名変更証明書の発行等)

コミュニティ総務課コミュニティ係 ☎5211-4180
(平日:8時30分~17時 土日祝日閉庁)



 MEMO





CHIYODA CITY